

療養病床の在り方等に関する議論の整理（参考 抜粋）

1. 基本的な方向性

- 平成 29 年度末に経過措置の期限が到来する介護療養病床及び医療療養病床（医療法施行規則の人員配置基準の特例対象となっているものに限る。）については、現在の病床機能に着目しつつ、地域の実情に応じた柔軟性を確保した上で、必要な機能を維持・確保していくことが重要。
- 介護療養病床の「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や、「看取り・ターミナル」等の機能を維持しつつ、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな施設類型を創設すべき。

2. 新たな施設類型の基本設計

- 新たな施設類型は、「要介高齢者の長期療養・生活施設」として、介護保険法に設置根拠を規定しつつ、医療法上も医療提供施設として位置付ける等の規定の整備を行うべき。

3. 経過措置の設定等

- 介護療養病床に係る経過期間については、3 年程度を目安とすべきとの意見と、6 年程度を目安とすべきとの意見があった。
- 医療療養病床に係る医療法施行規則に基づく療養病床の人員配置基準の経過措置については、必要な準備期間に限り延長を認めるべき。
なお、有床診療所については、現行の医療法施行規則の人員配置基準の経過措置の延長を検討することが適当。